

これからの重症心身障害児（者）に対する療育支援のあり方

岡村 俊彦[†]

第65回国立病院総合医学会
(平成23年10月8日 於岡山)

IRYO Vol. 66 No. 9 (506-509) 2012

要 旨

平成23年6月30日に示された障害児支援の強化等に関する「基本的枠組み案」では、障害児を対象とした施設・事業は児童福祉法に一本化し、重症心身障害児施設は平成24年4月1日より「医療型障害児入所施設」に一元化される。また、18歳以上の入所者は、障害者自立支援法での対応となると示されている。

重症心身障害児施設の対応（案）では、児者一貫した支援の確保を行い、年齢・状態に応じた適切な日中活動の提供を求めている。提供するサービスは、『保護、日常生活の指導、知識技能の付与及び治療』となっている。

一方、「厚生労働省令第171号（平成18年9月）」における第3章療養介護の第49条には、『身体その他の状況及びそのおかれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行う』となっている。入所者に療育を提供するということは、上位目標としてはQOLの向上であり、下位目標として、生涯発達の視点から個別性を重視し、障害の種別ごとにライフステージに対応した個別支援計画の立案と実施が求められる。児者一貫支援は、継続・系統的な療育支援の確保の重要性を示しており、重症心身障害児（者）の特殊性を考慮していると思われる。

今後、児童福祉法と障害者自立支援法という2つの法律の下で、どのような療育支援システムが入所者にとって適切なものであるのかを検討していかなければならない。

また、通園事業を障害児通所支援における児童発達支援として法定化し、こちらも児者一貫した支援の必要性を示している。この通所支援と入所支援が、今後どのように関連していくのかも論じたい。

キーワード 医療型障害児入所施設、療養介護、児者一貫支援、個別支援計画、児童発達支援

国立病院機構福岡東医療センター 療育指導室 [†] 児童指導員
(平成24年2月16日受付、平成24年9月14日受理)

The Way of the Medical Treatment and Education Support for Severe Motor and Intellectual Disabilities Child (Person) in the Future.

Toshihiko Okamura, NHO Fukuoka Higashi Medical Center

Key Words: medical model child with a disability entrance facilities, medical treatment care, child person consistency support, individual support plan, child development support

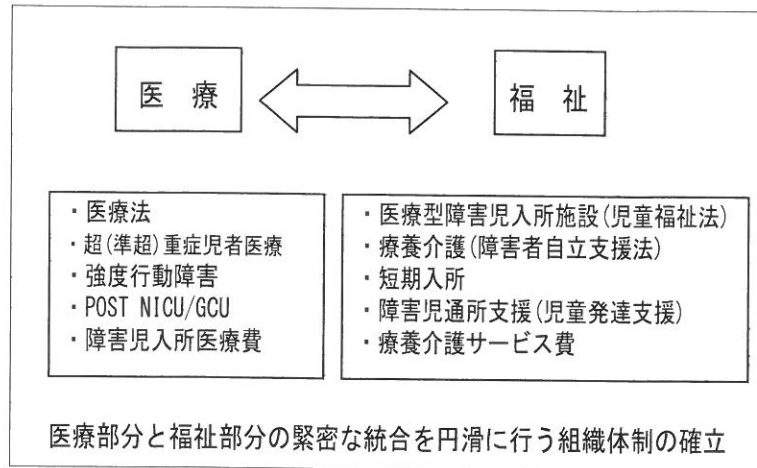


図1 重症心身障害病棟の医療と福祉

はじめに

平成23年6月30日、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の改正事項のなかで、平成24年4月1日に施行される相談支援体制の充実や障害児支援の強化等の「基本的枠組み案」が示された。

新制度によって入所児者や在宅障害児者に対し、これからの重症心身障害病棟は、どのような対応が望ましいのか、また、平成24年4月以降、療育支援に関する周辺の業務は、どうなるのか、問題提起をしていきたい。

医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行う。」と示されている²⁾。この2つの法律の趣旨を正確に捉えることが、これからの病棟における児（者）の対応の基本になると考える。

重症心身障害病棟は、医療部分と福祉部分が統合した病棟である（図1）。医療法、児童福祉法、障害者自立支援法という3つの法律に基づいた人員配置基準、サービスを提供していかなければならず、この体制をどのように稼働すれば、サービスの水準を低下させることなく、入所児（者）のQOLを向上できるのか、また在宅支援が進むのか、医療と福祉を統合した施設に対する組織体制も、検討していかなければならないと考える。

法律の改正

平成22年12月10日に一部改正された児童福祉法では、「この法律で、障害児入所支援とは、障害児入所施設に入所し、または指定医療機関に入院する障害児に対して行われる保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに障害児入所施設に入所し、または指定医療機関に入院する障害児のうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童（以下「重症心身障害児」という。）に対し行われる治療をいう。」と記載されている¹⁾。

平成18年9月に制定された厚生労働省令171号では、療養介護について第3章、第1節基本方針の第49条の項で、「身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、

入所支援における今後の福祉的な課題

1. 法律の解釈と職員の意識

児童福祉法と障害者自立支援法を理解し、児・者に適したサービス内容の構築、児者併設型による支援の違いを検討していかななくてはならない。

2. 児者一貫支援

児者一貫支援とは大人から生涯に至る生涯支援としての意識を持つことが必要である。ターミナルケア、緩和ケアの考え方も必要になってくると思われる。

3. 個別支援計画

QOLの向上という大目標のもと、命の尊厳や基本的人権の尊重という理念を持ち、新たな長期療育

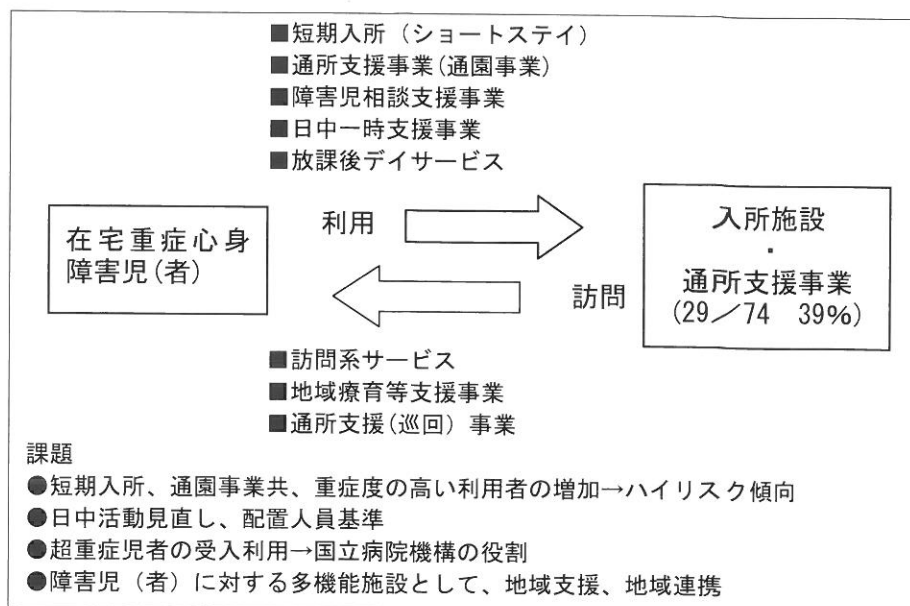


図2 施設と在宅支援のあり方

を見据えたライフステージに対応した総合的な支援計画を作成していかねばならないと考える。日中活動サービスも柔軟に見直していかねばならず、サービス管理責任者の配置により、個別支援計画のマネジメントを実施していかなくてはならない。

4. モニタリング

療養介護では、6カ月毎に計画の評価を実施しなければならない。効率よいモニタリングの検討も今後の課題である。

5. 新病棟の建て替え

全国で建て替えが進行しているが、療育環境の検討、人員体制の問題等、今後報酬単価の改定により、検討していかねばならない重要な課題である。

6. 障害程度区分認定調査

療養介護移行のためには、この調査作業は必要であり重要な作業になる。調査に対するシミュレーションを行い、市町村との連絡調整も重要である。

7. 新職員の教育、研修

新たに重症児者と関わる新職員は、制度、身体の状態を理解した上で、関わっていかねばならない。そのための教育、研修が必要である。

8. 家族支援

入所者の高齢化にともない、家族の高齢化も問題である。家族に対する相談や事務手続き支援は、重要な業務である。第三者成年後見人も増加することが予測され、その対応も重要である。

9. 契約書類等の改定

3月末までに再契約しなければならず、契約書や重要事項説明書の改定が必要である。

10. 障害者虐待防止法について

平成23年6月に成立し、平成24年10月1日施行である。この法律の中に、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止について記載されており、研修が必要である。

11. 研究

常に科学の視点で関わるのが重要である。いろいろなサービスの提供が、本人にとってQOLの向上に繋がっているのかどうか、引き続いての研究テーマになると思われる。

入所施設と在宅支援のあり方

入所支援同様、在宅支援の福祉的課題も重要である。施設と在宅支援のあり方については、現況の考察を踏まえ、将来の構想を考えていかねばならない（図2）。現在の在宅支援は、短期入所、通園事業

が主になっており、この2つの事業の充実と拡充が望まれるところであるが、障害児相談支援事業も自治体の要請があれば進めていける事業であると思われる。これからの在宅支援を考えると、今後は施設職員が外に出向いて、家庭や地域において、在宅障害児者を支援する訪問系のサービスのニーズが高まってくることが予測される。課題として、短期入所や通園事業では、呼吸器装着や重症度の高い方の利用が増加しており、リスクが高くなってきている。人員配置基準や報酬単価等は、今後示されてくると思われるが、医療スタッフが充実している国立病院機構の役割は大きいと考えられ、公法人立との区別化となっていくのではないかと考える。

結 語

これからの重症心身障害病棟は、入所支援事業と地域における在宅支援事業が両輪の事業であると考ええる。さらに児者一貫支援の考え方を浸透させ、法制度の変更による児と者の関わりを明確にし、QOLの向上と生涯にわたる支援のあり方を構築していかなければならない。建て替えと新体系移行に対応する組織体制の構築も必要である。家族支援、成年後見人とのコミュニケーションも引き続き重要な業務である。新職員の教育・研修は、障害児・者の医療的、福祉的知識を習得することにより、職業人としてのプライドを育て、業務に対する意欲を向上させていかなければならない。

今後の医療型障害児入所施設は、入所者の高齢化、家族の高齢化、超（準超）重症児者の増加、在宅支援の多様化などの問題に対応し、福祉領域の業務のさらなる充実が求められてくると思われる。基本となる視点は入所児者と在宅障害児者を中心とした支援であり、国立病院機構の医療福祉が、これからの日本の障害福祉サービスに沿った支援施設としてどのように機能していくのか、その取り組みの方策を考えていかなければならない。

〈本論文は第65回国立病院総合医学会 シンポジウム「重症心身障害児（者）福祉の現状と今後の展望 -児童福祉法改正がもたらす影響-」において「これからの重症心身障害児（者）に対する療育支援のあり方」として発表した内容に加筆したものである。〉

〔文献〕

- 1) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）；2010. 12. 10公布。
- 2) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第171号）；2006. 9. 29官報。